

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者 点数 | 営業所 点数 |
|-----------|---|-----------------|--------|-----------------------|-----------------------|------------------------|--|-----------|-----------|
| 20180320 | 株式会社丸安 法人番号(3270001003030) 代表者安養寺政則 | 鳥取県鳥取市安長88番地 | 鳥取営業所 | 鳥取県鳥取市安長88番地 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第4項 | 道路交通法違反(信号無視)に係る道路交通法108条の34の規定に基づく通知が1年間で3件に達したことを端緒として、平成30年3月20日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20180322 | 株式会社TKnet 法人番号(6270001005536) 代表者竹内和樹 | 鳥取県鳥取市千代水4丁目47 | 本社営業所 | 鳥取県鳥取市千代水4丁目47 | 輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項 | 情報提供を端緒として、平成29年7月24日及び同年9月27日に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)(4)運行指示書の保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 3 | 3 |
| 20180323 | 岡山県貨物運送株式会社 法人番号(4260001001001) 代表者遠藤俊夫 | 岡山県岡山市北区清心町4-31 | 倉敷支店 | 岡山県倉敷市連島町連島字一の割142-54 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項 | 死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年1月9日及び同年2月23日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(6)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項) | 3 | 0 |

| | | | | | | | | | |
|----------|---|--------------------|-------|--------------------|-----------------------|---------------------------------------|---|---|---|
| 20180326 | 株式会社大翔 法人番号(2240001048079) 代表者益村誠 | 広島県呉市吉浦新町1丁目7番1号 | 本店営業所 | 広島県呉市押込3丁目11番11号 | 輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項、第4項及び第18条第3項 | 広島県公安委員会から酒気帯び運転を惹起したとして108条通知を受けたこと及び広島労働局から労働基準改善のための通知を受けたことを端緒に、平成29年2月28日及び同年3月22日に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)乗務時間等の基準なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条第1項)(8)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)(9)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(12)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(13)運行管理者の解任未届出違反(安全規則第19条) | 7 | 7 |
| 20180326 | 株式会社橋 法人番号(3240001018353) 代表者橋和寿 | 広島県広島市佐伯区城山2丁目25番7 | 本社営業所 | 広島県広島市佐伯区城山2丁目25-7 | 輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項及び第4項 | 死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29年7月25日及び同年9月7日に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画事前変更届出違反(事業用自動車の数)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(9)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 6 | 6 |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|-------------------|-------|-------------------|------------------------|--------------------------------|--|----|----|
| 20180327 | ヤマトボックスチャーター株式会社 法人番号(8010801015873) 代表者安彦智則 | 東京都中央区日本橋富沢町10-14 | 広島支店 | 広島県広島市西区草津港3丁目2-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項 | 死傷者を伴う多重衝突事故を惹起したことを端緒として、平成29年8月4日及び同年8月30日に監査を実施。4件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(4)整備管理者の解任未届出違反(道路運送車両法第52条) | 0 | 0 |
| 20180328 | 株式会社新沖開発 法人番号(5260001003153) 代表者岡本智恵美 | 岡山県岡山市中区倉益394-3 | 本社営業所 | 岡山県岡山市中区倉益394-3 | 輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項及び第18条第1項 | 情報提供を端緒として、平成29年7月12日及び同年8月24日に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第6項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3)アルコール検知器備えなし(安全規則第7条第4項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(9)定期点検整備の実施違反(道路運送車両法第48条)(10)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)(12)運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項) | 16 | 16 |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|----------------------|-------|----------------------|-------------------------------|---|--|---|---|
| 20180329 | 有限会社大研運送 法人番号(1260002 005813) 代表者長瀬清 | 岡山県岡山市北区平野1 050-3 | 本社営業所 | 岡山県岡山市北区平野1 050-3 | 輸送施設の使用停止 (65日車)及び文書警 告 | 貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第3項 後段及び第17条第4 項 | 情報提供を端緒として、平成29年6月23日及 び同年8月9日に監査を実施。12件の違反が 認められた。(1)事業計画の変更認可違反 (車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以 下施行規則)第2条第1項第4号)(2)事業計 画事後変更届出違反(営業所の位置)(施行規 則第7条第1項第3号)(3)点呼の実施義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 安全規則)第7条第1項及び第2項)(4)点呼 の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項) (5)運行記録計による記録義務違反(安全規 則第9条)(6)運転者台帳の記載事項義務違 反(安全規則第9条の5第1項)(7)運転者に 対する指導監督の記録義務違反(安全規則第 10条第1項)(8)特定の運転者に対する指導 監督違反(安全規則第10条第2項)(9)特定 の運転者に対する適性診断受診義務違反(安 全規則第10条第2項)(10)定期点検整備の 実施違反(道路運送車両法第48条)(11)整 備管理者の研修受講義務違反(安全規則第1 5条)(12)運行管理者の講習受講義務違反 (安全規則第23条第1項) | 7 | 7 |
| 20180329 | 有限会社平田運輸 法人番号(3260002 020711) 代表者平田定三 | 岡山県倉敷市真備町有井 48-4 | 本社営業所 | 岡山県倉敷市真備町有井 48-7 | 輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告 | 貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項 | 兵庫県公安委員会から故障表示義務違反の 車両を運行したとして108条通知を受けたこと 及び兵庫県警察本部長から過労運転に関す る指導要請書を受けたことを端緒に、平成29 年6月27日、同年7月27日及び同年8月1日 に監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条 第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第 7条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義 務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の 記録事項義務違反(安全規則第8条第1項) (5)運行記録計による記録義務違反(安全規 則第9条)(6)運転者台帳の記載事項義務違 反(安全規則第9条の5第1項)(7)運行管理 者の講習受講義務違反(安全規則第23条第 1項) | 2 | 2 |